

奈良市の環境 ～概要版～

平成21年版



写真：奈良市観光協会

奈良市

1-1 奈良市の概況

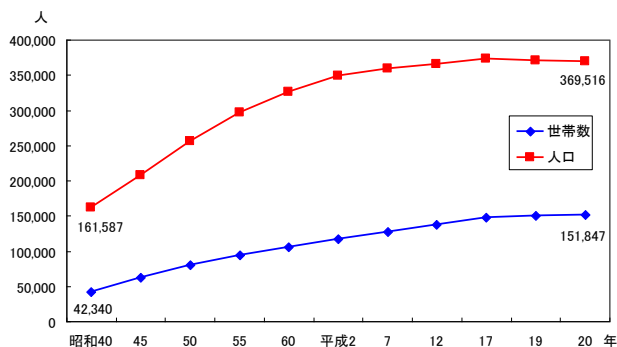
1 位置・気象

本市は奈良県の北端に位置し、日本全国からみて、ほぼ中央に位置しており、面積は276.8km²です。

平成20年度の年平均気温は14.9℃、年降水量は約1,300mmでした。

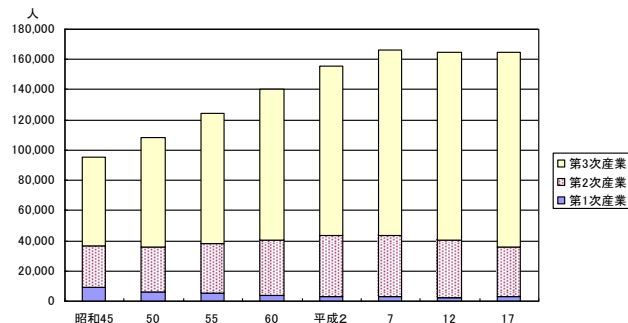
2 人口

人口は36万9516人、世帯数は15万1847世帯です。(平成20年12月末現在)



3 産業

産業別就業人口は、第3次産業に従事する人口が76.2%を占めています。そのうち、卸売業・小売業、サービス業に従事する人口が多い傾向にあります。



4 交通

市内の自動車等登録台数は平成20年度末で229,617台でした。

1-2 総合的な環境保全行政の推進

1 奈良市環境基本条例

(平成11年4月1日施行)

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、基本理念及び市、事業者、市民、観光客等の責務、施策の基本方針等を定めたものです。

2 奈良市環境基本計画

(平成11年3月策定)

「奈良市環境基本条例」第9条の規定に基づき、本市の恵まれた歴史的文化遺産や自然を守り育てていくために、各主体が協力して、環境の保全と創造に関する施策を推進するために策定しました。

本計画は、着実な進展を図るために2010年(平成22年)度を目標年度としています。

3 奈良市環境審議会

本市では、昭和46年8月から奈良市公害対策審議会、平成6年8月から奈良市環境審議会として、本市の環境行政に関する基本的事項を審議しています。

【奈良市環境基本計画の基本目標】

歴史環境の保全目標

1. 歴史と文化を守り育むまち

自然環境の保全目標

2. 自然や生き物を大切にするまち

快適環境の保全・創造の目標

3. 安全で快適な都市環境をつくるまち

生活環境の保全の目標

4. 健康に暮らせる生活環境を守るまち

循環型社会の保全・創造の目標

5. 資源の循環的利用を図るまち

参加への推進の目標

6. すべての主体の参加と連携を図るまち

地球環境の保全の目標

7. 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち

2-1 歴史環境

1 世界遺産

世界遺産「古都奈良の文化財」は、8つの資産（東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡）で構成され、これら全体で物語っている奈良の歴史や文化の特質が評価されています。

2 文化財の指定

市内所在の文化財（平成21年3月31日現在）

- ・指定文化財 1,032件
- ・登録有形文化財 67件
- ・選定保存技術 4件
- ・旧村指定文化財 80件

3 歴史的風土の保存

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」第4条の規定により歴史的風土保存区域が指定されています。さらに同法第6条及び都市計画法第8条の規定により、歴史的風土特別保存地区が定

められています。

4 都市景観形成地区の指定

奈良町の歴史的景観の保全や町並みの活性化あるいは居住環境の改善等を図るため、奈良市都市景観条例第9条第1項の規定による奈良市都市景観形成地区の指定を平成6年4月1日行いました。（平成12年3月1日 地区の指定変更）

ならまち格子の家



2-2 自然環境

1 民有林の造林事業

本市では昭和50年度から1,000haの造林計画を樹立し、平成3年度をもってその達成をみましたが、水源のかん養・森林災害の防止・環境の保全等森林の有する多面的機能を発揮させるため、現在も継続実施しています。

2 環境保全地区・保護樹林

奈良県自然環境保全条例により、積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区として市内4つの地区が環境保全地区として指定されています。

また由緒、由来のある樹木及び地域住民に親しまれてきた樹木が保護樹木として指定されています（ソテツ25本、ヤマモモ1本）。

3 奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例

樹木等を保存し緑化を推進することにより、良好な自然環境を次世代に継承することを目的に、平成15年4月1日から施行しました。

平成20年度末現在、24本及び2集団の保存樹を指定しています。

4 市街地を囲む豊かな自然

市内の特定植物群落は、「忍辱山サギスゲ自生地」「春日山原始林」「若草山草原群落」「春日大社御蓋

山原始林」「水越神社のシラカシ林」「天の池のヒメビシ群落」「吐山のスズラン群落」があげられます。

また、学術上重要な種として、両生類・は虫類で2種、昆虫類で103種が報告されています。

5 リバーウォッチング親子の集い

夏休みの期間、小学生の親子を対象に川にすむ水生生物を観察して河川の汚れ具合を調査し、講師の話を通じて生活排水対策等の水質保全意識の高揚を図るイベントを実施しています。



6 こどもエコクラブ

次世代を担う子どもたちが環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践することを目標としている「こどもエコクラブ」の会員を募集し、環境保全意識の高揚を図っています。平成20年度は、6クラブ、99人の会員が活動しました。

2-3 快適環境

1 風致地区

風致地区内において、良好な自然環境を保持しつつ、合理的な土地利用を図ることで、住民の生活環境保全、都市周辺の風致景観の維持及び調和のとれた風致地区づくりの実現を図っています。

2 屋外広告物条例の規制

屋外広告物条例は、広告物の表示の場所及び方法、広告物を掲出する物件の設置及び維持について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害防止を目的としています。

3 放置自動車対策

市民の快適な生活と安全を確保するとともに、国際文化観光都市としての美観の維持増進を目的に「奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を平成 8 年 7 月 1 日施行し、放置自動車の適正な処理を行っています。

4 放置自転車等対策

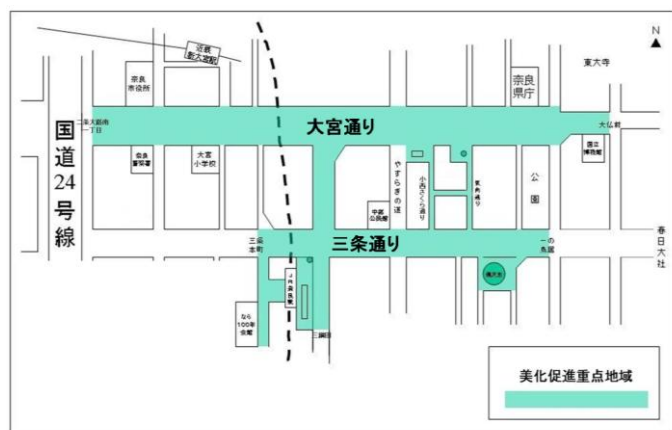
「奈良市自転車等の安全利用に関する条例」を昭和 59 年 7 月 1 日施行し、歩行者等に対する迷惑防止と景観保全を図り、国際文化観光都市としての環境整備に努めています。

継続的に移動・保管作業を実施するとともに、地元住民、警察及び関係機関等の協力を得て、街頭指導・市民啓発活動を行っています。

5 ポイ捨て防止対策

空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てを防止するため、平成 7 年 1 月 1 日から「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」を施行しています。国際文化観光都市としてふさわしい、きれいな町をつくるため、美化促進重点地域を清掃・巡回するとともに、市民のポイ捨て防止に関する意識を高めるよう街頭啓発等を行っています。

美化促進重点地域



6 路上喫煙防止対策

平成 21 年 3 月 1 日から「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を施行し、市民や観光客等に対し、市内全域において路上喫煙をしないよう努めることと定めています。

7 町内清掃の励行

地域住民が各自治会等を単位に自主的に道路溝、あき地、広場等の清掃、草刈り等を行い清潔で住みよいまちづくりを奨励しています。

平成 20 年度実績 1,695 件

8 不法投棄防止対策

パトロールや市民の通報により、不法投棄ごみの処理、指導等を行い、要望者に不法投棄警告の立て札を交付するとともに、平成 10 年度から不法投棄警告センサー（15 か所）等を設置しています。

また、産業廃棄物の不法投棄に対する監視パトロール等を実施し、指導を行っています。

9 あき地の管理指導

「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、あき地の所有者又は管理者に都市美観を保持し、近隣住民の生活環境を損なわないよう適正に管理するよう義務付けています。雑草が繁茂しているとの通報にもとづき調査を行い、その土地の所有者（管理）者に刈り取り、除去をするよう指導を行っており、平成 20 年度調査件数は 427 件、指導件数 421 件でした。

10 公園および児童遊園

平成 20 年度末、公園及び児童遊園（都市公園、県立自然公園、国定公園、児童遊園）の総数は 535 園、総面積は 395,872 a です。

11 環境影響評価制度

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす事業の実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価し、環境保全対策を講じるなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

「環境影響評価法」は、規模が大きく、国が一定の関与を行っている事業についての手続き等を定めたもので、平成 11 年 6 月に全面施行されました。また、奈良県においても、一定規模以上の道路の新設など環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業についての手続きを定めた「奈良県環境影響評価条例」が、平成 11 年 12 月に施行されました。

2-4 生活環境

大 気

1 大気汚染の現況

本市では、西部局、朱雀局、飛鳥局、西大寺北局に一般環境大気汚染測定局（一般局）を設置しています。また、平成17年4月から国土交通省により国道24号に自動車排出ガス測定局（自排柏木局）が設置され、大気の常時監視を行っています。

(1) 環境基準達成状況

項目と基準	二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素		浮遊粒子状物質		
	日平均値 0.04ppm以下 かつ1時間値が 0.1ppm以下	日平均値0.04 ～0.06ppmの ゾーン内又は それ以下	1時間値 0.06ppm 以下	日平均値10ppm 以下かつ8時間 値20ppm以下	日平均値0.10mg /m ³ 以下かつ1時間 値0.20mg/m ³ 以下	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価
評価方法	長期的 評価	短期的 評価			長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	
達成率	1/1	1/1	5/5	0/1	1/1	1/1	5/5	5/5	

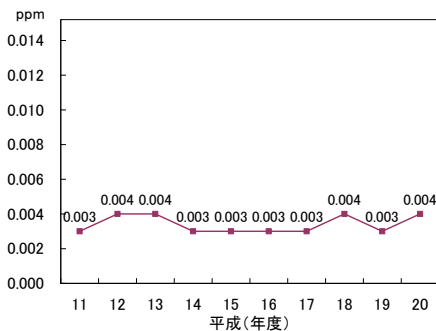
*達成率は、(環境基準を達成した局数) / (測定した局数)

(2) 項目ごとの経年変化

二酸化硫黄 (SO₂)

主として重油の燃焼に伴って発生するもので、ぜんそくなどの原因物質として知られているほか、酸性雨の原因物質ともなります。

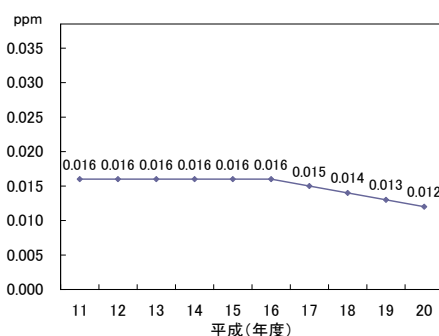
西部局年平均値の経年変化



二酸化窒素 (NO₂)

石油類等の燃焼に伴って発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす原因となり、酸性雨、光化学スモッグの主要要因とされています。

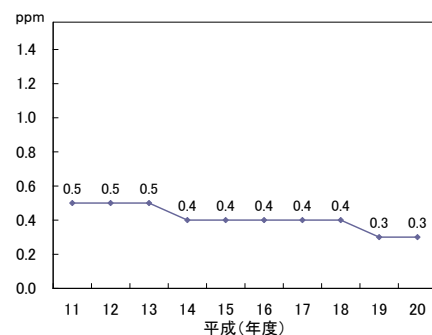
一般局平均値の経年変化



一酸化炭素 (CO)

物の不完全燃焼により発生し、人体の循環機能障害をおこす等、健康に影響を与えるほか、温室効果のあるメタンガスの寿命を長くする働きもあります。

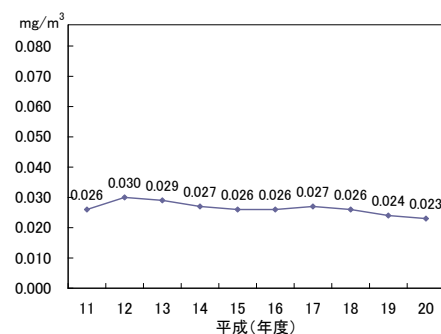
西部局年平均値の経年変化



浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じん、エアロゾル等のうち粒径10μm以下のもの、工場・事業場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排気ガス等及び土壌のまきあげ・海塩粒子等の自然発生源により発生します。

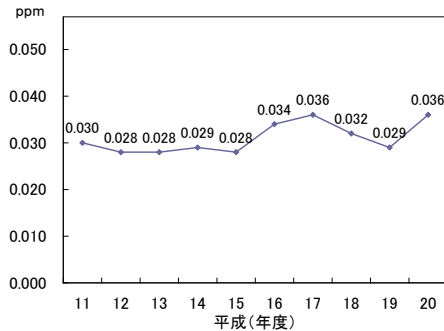
一般局平均値の経年変化



光化学オキシダント (Ox)

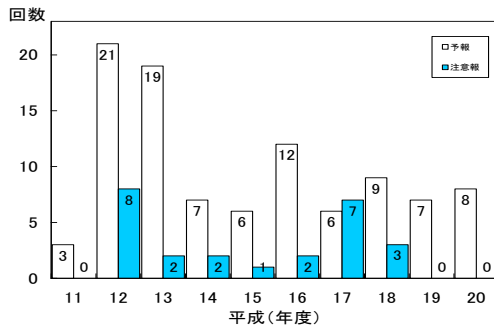
工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする汚染物質が、太陽光線の照射により光化学反応を起こし、生成されるオゾンなどの総称で、光化学スモッグの原因となっている物質です。

昼間の1時間値の年平均値の経年変化



光化学スモッグ

発令回数の経年変化



※警報、重大警報については発令なし

(3) 簡易測定法による硫黄酸化物及び二酸化窒素の測定

簡易測定法は、地域の汚染の稠密調査、大気の比較的清浄な地域のモニタリング及び、局所的な汚染の調査を目的とし、トリエタノールアミン円筒ろ紙法により行っています。平成20年度は、市街地域11か所、東部地域13か所、沿道地域11か所にて硫黄酸化物及び二酸化窒素の測定を実施し、すべての地点、すべての項目で環境基準値を下回っていました。

2 大気汚染防止対策

本市においては、平成7年度より大気汚染防止法に基づく特定施設の届出の受理や特定施設への立入検査等を行っています。平成20年度においては、34施設に立入り、そのうちの4施設について窒素酸化物等の測定を行いました。いずれも排出基準に適合していました。

3 かおり風景100選

平成13年11月環境省は、かおり環境として特に優れた100地点を認定し、本市では「なら燈花会のろうそく」と「ならの墨づくり」が認定されました。



騒音・振動

1 騒音・振動の現況

本市は、騒音については昭和44年9月20日から、振動については昭和53年4月1日から、全市域が規制地域となり、それに伴う各種規制を実施しています。また、飲食店等の深夜営業騒音、拡声機による商業宣伝については、奈良県生活環境保全条例により指導しています。

(1) 環境騒音の現況

環境騒音については、地域の類型指定のあるA類型16か所、B類型5か所、C類型3か所、その他1か所の合計25か所の測定を実施したところ、全ての地点で環境基準値を下回っていました。

(2) 自動車騒音の現況と自動車振動

本市では自動車交通の環境への影響度を把握するため、主要幹線道路で自動車交通環境実態調査を実施しています。平成20年度は、国道1か所、県道2か所で騒音測定を実施し、昼・夜間ともに環境基準を超過している地点が1か所ありました。要請限度は昼・夜間ともに基準を下回っていました。また、面的評価については、次のとおりです。

	路線名	面的評価 (全体)				
		住居等戸数 ①+②+③+④	① 昼夜とも基準値以下	② 昼のみ基準値以下	③ 夜のみ基準値以下	④ 昼夜とも基準値超過
1	一般国道 308号	267 100.0	251 94.0	16 6.0	0 0.0	0 0.0
2	県道 谷田奈良線	1417 100.0	1417 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3	県道 高畑山線	584 100.0	584 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	全体(合計)	2268 100.0	2252 99.3	16 0.7	0 0.0	0 0.0

上段：戸数(戸) 下段：割合(%)

2 騒音・振動防止対策

工場・事業場については、騒音規制法・振動規制法に基づく立ち入り調査を実施するとともに、付近の生活環境を損なっていると認められる工場・事業場に対して防音・防振対策などの指導をしています。

3 日本の音風景 100 選

平成 8 年 7 月環境庁は、全国各地の人々がシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音と風景(音風景)として全国で 100 件認定し、本市では「春日野の鹿と諸寺の鐘」が認定されました。



水質

1 水質汚濁の現況

本市では、公共用水域及び地下水の水質を常時監視するため、佐保川、秋篠川、富雄川、菩提川、布目川、白砂川、笠間川で14定点、支流河川で14定点、地下水調査対象井戸12地点の生活環境項目等について調査を行っています。

(1) 環境基準達成状況

BOD環境基準達成状況(平成20年度) 単位: mg/l

河川名	BOD年間75%値	達成状況	類型	基準値
佐保川上流	0.5	○	B	3
中流	0.9	○		
下流	4.0	○		
秋篠川上流	4.9	○	C	5
中流	3.9	○		
下流	5.1	×		
富雄川上流	1.9	○		
中流	2.0	○		
下流	2.3	○		
菩提川流末	14	×	A	2
布目川上流	0.5	○		
下流	0.8	○		
白砂川	0.5	○		
笠間川	0.6	○		

の行は、環境基準点 4 地点を表します。

COD環境基準達成状況(平成20年度) 単位: mg/l

湖沼名	COD年間75%値	達成状況	類型	基準値
布目ダム湖	4.9	×	A II	3

の行は、環境基準点 1 地点を表します。

(2) 底質調査

本市においては、長期的な水質汚濁の監視という観点から平成元年度より底質調査を行っています。平成20年度は主要河川7か所すべての地点で、PCB、水銀ともに暫定除去基準を下回っていました。

(3) 地下水の水質調査

本市では平成4年度より地下水の水質調査を実施しています。平成20年度は、12か所すべての地点で環境基準値を達成していました。

2 水質汚濁防止対策

(1) 工場・事業場対策

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の届出及び申請の受理や特定事業場への立入検査等を行っています。平成20年度、規制対象事業場について延べ56件の立入検査を実施したところ、延べ5事業場が排水基準を超過したため行政指導を行いました。

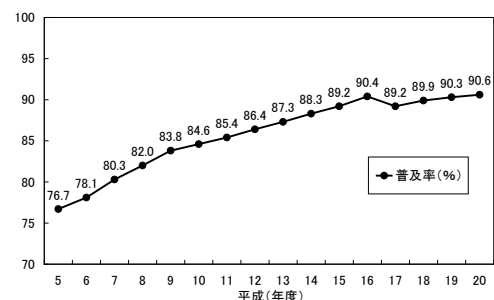
(2) 生活排水対策

降水量の少ない冬は川の流量が減少し、水質が悪化しやすくなるため、2月は水質改善強化月間に定められています。そこで2月に水質改善意識の向上及び生活排水対策を呼びかけるため、近鉄奈良駅前街頭キャンペーンを実施し、また市役所、西部公民館において啓発パネルを展示しました。



(3) 下水道整備状況

下水道普及率(各年度末)



化学物質

1 化学物質汚染の現況

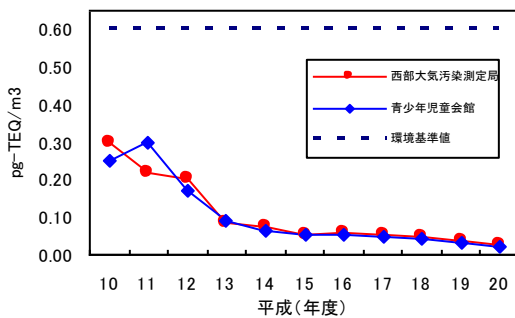
本市では、ダイオキシン類、ベンゼン等有害大気汚染物質等の化学物質の状況を常時監視するため、西部大気汚染測定局、奈良市青少年児童会館等で調査を行っています。

(1) ダイオキシン類

環境中のダイオキシン類については、平成10年度より大気調査を、平成14年度からは水質、土壌等の調査についても実施しています。

平成20年度に測定した大気（2ヶ所）、公共用水域水質（3ヶ所）、底質（3ヶ所）、地下水質（3ヶ所）、土壌環境（4ヶ所）はすべて環境基準値を下回っていました。

大気調査結果（経年変化） 単位：pg-TEQ/m³



(2) ベンゼン等有害大気汚染物質の現況

地方公共団体モニタリング対象物質は、ダイオキシン類以外にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンがありますが、平成20年度はすべて環境基準値を下回りました。

また大気中のアスベストについても、平成20年度の市内2地点測定結果は定量下限値未満でした。

2 化学物質による汚染の防止対策

(1) 工場・事業場対策

平成14年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出の受理や特定事業場への立入検査等を行っています。

平成20年度は、大気基準適用施設のうち休止施設を除く報告のあった11施設において、基準を超過したものはありませんでした。

(2) ゴルフ場水質調査

本市では平成3年度より市内ゴルフ場からの排水の水質検査を実施し、ゴルフ場周辺の水質等の実態把握に努めています。

平成20年度は、13ゴルフ場において「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」に定められている45農薬のうちの40農

薬についてそれぞれ検査を行いました。すべてのゴルフ場、すべての項目において指針値未満でした。

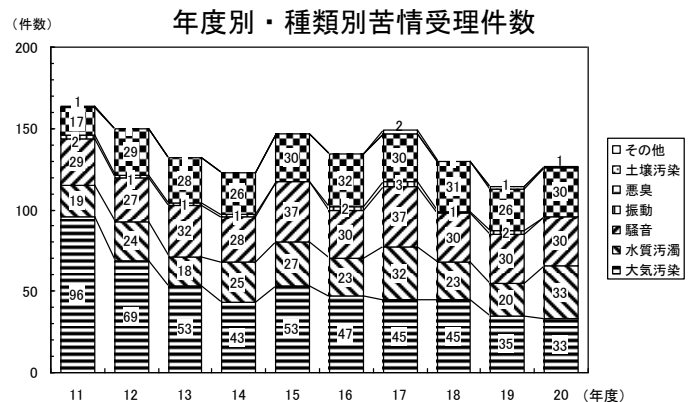
3 土壌環境の保全

土壌汚染対策法の概要は、有害物質使用特定施設の使用廃止時、又は土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める時に、土地所有者等が土壌汚染状況調査を行い、土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合、市が指定区域に指定・公示するとともに、指定区域台帳に記載して公衆に閲覧するというものです。また、指定区域の管理については、土壌汚染による健康被害防止のために、汚染の除去等の措置の実施命令や土地の形質変更の制限が規定されています。

公害の苦情

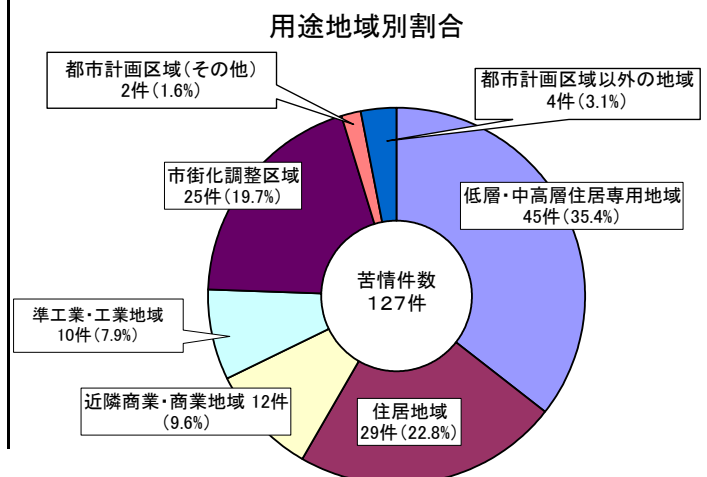
1 年度別苦情受理件数

平成20年度、新規受理の苦情件数は127件で、種類別では大気汚染33件（26.0%）、水質汚濁33件（26.0%）に続き、騒音30件（23.6%）、悪臭30件（23.6%）、その他1件（0.8%）となっています。



2 用途地域別苦情受理件数

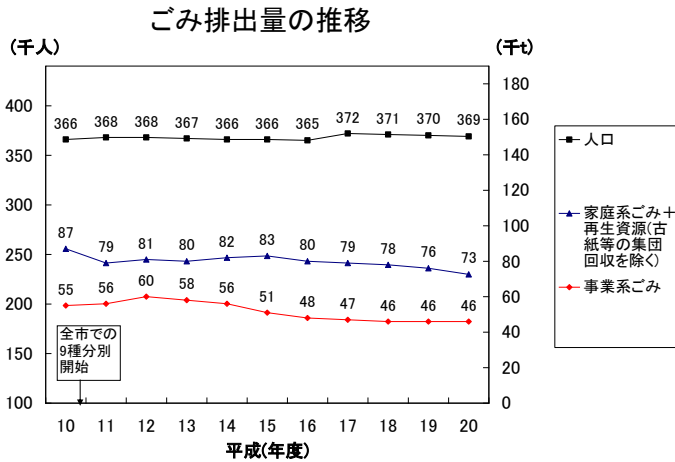
用途地域別苦情件数は、第一種低層・第二種低層・第一種中高層・第二種中高層住居専用地域で45件（35.4%）と最も多くなっています。



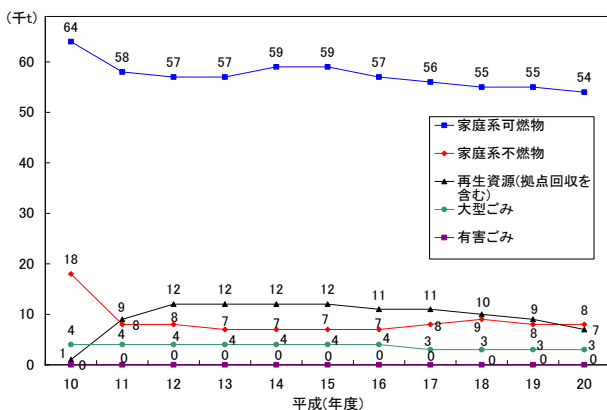
2-5 資源の循環

1 一般廃棄物の現状

家庭系ごみ及び再生資源量は、平成 11 年 3 月の全市 9 種分別の導入を契機に減量が進みました。また、事業系ごみは平成 13 年度から減量が進み、再生資源化に取り組む事業所の増加と事業系ごみ減量の種々の施策による効果ではないかと考えられます。



家庭系ごみ及び再生資源の排出量の推移



2 ダイオキシン類対策

「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成 12 年 1 月に施行され、ダイオキシン類の排出割合が高い廃棄物焼却炉等の施設に排出基準が設けられました。環境清美工場の 4 炉については、平成 20 年度も全ての炉において排出基準値を満たしていました。

3 再資源化事業

(1) 再生資源収集

平成 11 年 3 月 22 日から、空き缶・ガラスびん・ペットボトル・飲料用紙パック及びプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、再資源化を図っています。

(2) 小・中学校空き缶回収

奈良市立小・中学校の児童・生徒に対する環境教育の実践活動を通して、ごみ減量と再資源化を推進するため、平成 3 年 7 月より市内小学校 48 校、中学校 21 校で児童・生徒が持ち寄った空き缶を回収し業者に売却。各学校に図書券を還元しています。

(3) 公共施設資源回収

平成 4 年 9 月から、公共施設における空き缶回収を開始し、平成 9 年 12 月にはペットボトル・飲料用紙パックを回収品目に加え、現在、市役所等を拠点として回収を行い再資源化を図っています。

(4) 環境清美センター内資源回収場での資源回収

環境清美センターに自己搬入された再生資源を分別回収し、ごみ減量と再資源化を図っています。

平成 20 年度資源回収の実績

単位 : kg

(1)再生資源収集	空き缶等*	2,848,766
	プラスチック製容器包装	2,892,360
(2)小・中学校空き缶回収	アルミ・スチール缶	4,235
(3)公共施設資源回収	空き缶、ペットボトル、紙パック	91,259
(4)環境清美センター内資源回収場での資源回収	空き缶等*	236,678
	新聞、雑誌、ダンボール、布類等	1,008,430

* 空き缶、ガラスびん、ペットボトル、紙パック

(5) 生ごみ処理機器購入助成

生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMボカシ容器）を購入する市民に対して助成金を交付しています。平成 20 年度の助成実績は 177 件でした。

(6) 発泡スチロール製食品トレー回収

平成 7 年度から市役所等を回収拠点として、発泡スチロール製食品トレーを回収しています。平成 20 年度の回収実績は 5.5 トンでした。

(7) ごみ減量・リサイクルキャンペーン

市民・事業者に対して廃棄物に関する問題意識の高揚とごみ減量・リサイクル促進の必要性を訴えるため、平成 2 年度からごみ減量化推進運動を開始しました。

4 平成 20 年度の主なキャンペーン

(1) ごみ減量及び美化に関する啓発作品の募集

廃棄物問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校からごみ減量及び環境美化に関する啓発作品（ポスター）を募集しました。応募総数は、小学校 34 点・中学校 95 点の計 129 点でした。



(2) 「ごみゼロの日ならリサイクルフェスタ」開催 (6 月 1 日開催)

5 月 30 日の「ごみゼロの日」にちなみ、ごみ処理の拠点である環境清美センターにおいて施設見学会や家庭内の不用品を持ち寄り、フリーマーケット等を開催しました。出店団体数は約 58 団体でした。



(3) 「ごみ減量及び美化に関する啓発作品の入賞者及び地球環境賞」の表彰 (10 月 26 日開催)

ごみ減量及び美化に関する啓発作品の入賞者及びごみ減量・リサイクル実践優良団体等顕彰制度「地

球環境賞」の表彰式とポスター作品の展示を行いました。



5 し尿処理状況

し尿汲扱は、公共下水道の普及及び浄化槽の増加に伴い年々減少しています。

6 浄化槽

平成 14 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い「奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、また浄化槽管理者に対し浄化槽の適正な維持管理等の指導を行っています。

7 産業廃棄物対策

産業廃棄物が適正に処理されるよう、産業廃棄物処理業・処理施設の許可、産業廃棄物の不法投棄防止の指導等の産業廃棄物対策に関する事務を行っています。

8 建設廃棄物対策（建設リサイクル法）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成 14 年 5 月 30 日に施行され、特定建設資材を用いた一定規模以上の工事については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務付けられています。平成 20 年度の建設リサイクル法の届出件数は 646 件、通知件数は 127 件でした。

2-6 参加と連携

1 奈良市環境教育基本方針

環境問題に関心を持ち、自ら考え、具体的な行動を実践する人を育てる環境教育が重要となることから、平成 21 年 3 月に「奈良市環境教育基本方針」を策定しました。

本方針では、市民・家庭、地域、学校、市民活動団体、事業者、観光客等、行政などそれぞれの主体が自発的に環境教育を推進するため



の基本的な方向性や取り組みを示しています。

2 奈良市地球温暖化対策地域協議会 (通称：ならエコ・エコの和、NEW)

平成 20 年 10 月 26 日、市民（個人・団体）、NPO、事業者、学識経験者、行政などが対等な立場で和をもって協議を行い、パートナーシップにより地球温暖化対策等の活動を推進し、環境（エコロジー）も経済（エコノミー）も持続可能な社会をめざす、新しいタイプの地域協議会、「奈良市地球温暖化対策地域協議会（通称：ならエコ・エコの和、NEW）」が設立されました。

2-7 地球環境

1 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画

平成15年3月に第1次計画を策定し、事務事業を行うに際しての温室効果ガスの排出量を、平成13年度を基準年度として、平成19年度には8.0%削減し、削減目標の4.8%を上回りました。

なお一層の温室効果ガス削減にむけ、平成18年度を基準年度とし、新たに3%の削減目標を掲げた第2次計画を策定しています。

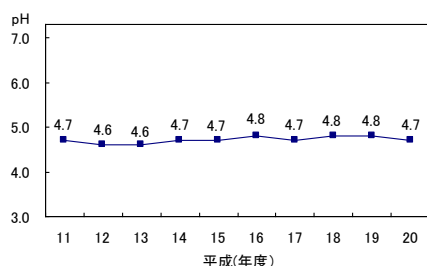


2 夏のエコスタイルの実施について

平成14年度より、6月1日から9月30日まで「夏のエコスタイル」を実施しています。市の施設では冷房の目安を28℃に設定し、冷房が過度にならないよう温度調節に努めています。また、職場において職員は暑さをしのぎやすい軽装（ノー上着、ノーネクタイ）で勤務しています。

3 酸性雨調査

酸性雨の経年変化



4 低公害車の導入

排出ガスがクリーンで、温室効果ガスの排出量も少ない天然ガス自動車「地球号」を平成17年度に導入し、環境パトロール・ポイ捨て防止啓発活動などに使用しています。平成20年度末現在、ハイブリッド車10台、天然ガス車57台を導入しています。

5 奈良市アイドリング・ストップに関する条例

世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定し、この区域での駐車時の不必要なエンジンの稼働を停止することにより、市民の生活環境及び文化財を保全する目的で、平成12年4月に施行しました。また、これらの区域でのア



イドリング・ストップを実践してもらうために、春日大社・薬師寺の駐車場に乗務員休憩所を設置しています。

6 パークアンドバスライド・サイクルライド

春・秋の観光シーズンに発生する奈良公園周辺の交通渋滞の緩和及び環境保全対策の一つとして、同時期の日曜日・祝日に市役所の駐車場を開放しています。

7 オムニバスタウン

平成12年に「オムニバスタウン」の指定を受け、平成16年度まで「人・まち・環境にやさしい」バスの社会的意義を最大限に発揮したまちづくりを推進することによって、交通渋滞・大気汚染・騒音など交通に起因する環境負荷から、世界遺産や豊かな自然を守るとともに、全ての人が安全で快適に利用しやすい交通環境の向上施策に取り組みました。現在、事業期間終了後においても、オムニバスタウンの意義を生かし、各施策を継続して実施しています。

8 市民環境講座

平成20年度は“地球にやさしい暮らし講座”というテーマで、講師にNPO法人奈良ストップ温暖化の会の会員を迎え、地域密着型の出前講座を中心として幼稚園・小学校等のPTAなどを対象に、年7回開催し、延べ266名の参加がありました。

9 「大気汚染防止推進月間」及び「地球温暖化防止月間」

12月は暖房や車の排ガス、冬期特有の気象状況「逆転層」により、空気が一年で一番汚れているといわれています。12月が「大気汚染防止推進月間」及び「地球温暖化防止月間」であることを周知し、意識の高揚を図るため、しみんだよりによる啓発、さらに市役所、西部公民館での啓発パネル展示を行いました。

10 「環境の日」及び「環境月間」

6月5日は「環境の日」であり、さらにわが国では6月の一ヶ月間は「環境月間」とされています。

平成20年度は6月3日に近鉄奈良駅前において、環境にやさしいライフスタイル及び身近な環境配慮の実践を呼びかけるため、啓発活動を実施しました。また、市役所、西部公民館での啓発パネル展示、しみんだよりによる啓発を行いました。



奈良市の環境～概要版～

平成 21 年版

奈良市 企画部 環境保全課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742 - 34 - 1111

FAX 0742 - 36 - 5466

E-mail kankyouhozen@city.nara.lg.jp

HP <http://www.city.nara.nara.jp>
